奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事　山　下　　真

奈良県規則第七十三号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式及び第四号様式中「奈良県教育委員会教育長　　印」を「奈良県教育委員会教育長　　」に改める。

第五号様式中「奈良県教育委員会教育長　　印」を「奈良県教育委員会教育長　　」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。